

やすらぎの村便り

介護保険料が減免できる3つの条件

介護保険料は、40歳以上の国民が納付する義務のある保険料です。介護保険制度では、支払い

を維持している人が、何らかの事情で収入が著しく低下した場合に減免を受けられます。

村民税非課税で本人の公的年金等と合計所得金額を合わせた金額が80万円以上120万円未満

能力に応じた介護保険料を設定しているため、本来であれば減免しなくても大丈夫なようになっていきますが、長期入院や失業など

でどうしても支払えない時には、一定の条件に当てはまれば減免してもらえることがあります。そこで、今回は介護保険料の減免制度について解説します。減免制度の対象になる条件は3つ

3つ目は、世帯全体の前年収入が生活保護の基準相当以下の場合には、介護保険料を減免してくれます。

ただし、介護保険料の未納がないことが条件です。対象となるのは、次の3段階の収入基準に当てはまる世帯です。

第1段階…生活保護受給者もしくは老齢年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等と合計所得金額を合わせた金額が80万円以下

第3段階…世帯全員が市町

第1段階…生活保護受給者

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税

1つ目は、地震や大雨による水害などの災害により自宅が著しい被害を受けた場合、介護保険料の減免を受けられます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で本人の公的年金等と合計所得金額を合わせた金額が80万円以下

第3段階…世帯全員が市町

2つ目は、家族の中で主に生計

第3段階…世帯全員が市町

第3段階…世帯全員が市町



☎0721(28)6261(代)